

発 言 通 告 書

次のとおり発言の通告をいたします。

平成27年 9月 4日

議長



御殿場市議会議長 様

御殿場市議会議員 20番 辻川 公子



16時00分

発言の種別

- ① 一般質問(括質問一括答弁方式 一問一答方式)※選択制
2. 代表質問 3. 緊急質問 4. 質疑 5. 討論

質問事項1 保育園の育休退園ルールについて

具体的な内容 第2子以降の出産で親が育児休業に入った時、現状では2歳児以下の上の子が、保育園を退園しなければならない。内閣府は自治体の裁量に委ねている。保育園の1、2歳児が、心理的に豊かに成長するためには、継続しての保育が必要である。御殿場市の現状と救済措置を伺う。

質問

- 1 当市の現状と課題について。

質問事項2 非婚の親へのみなし寡婦(夫) 控除を適用による救済策について

具体的な内容 現在、非婚の一人親への寡婦(夫)控除は適用されてない。そのため、所得税と住民税だけでなく、それらに基づき算定される保育料が軽減されない。

その現状と救援策について伺う。

質問

- 1 当市の現状について。

- 2 軽減策による、救援策の必要性について。